

共同住宅及び宅地開発地におけるごみ集積施設設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅及び宅地開発地（以下「共同住宅等」という。）から排出されるごみの処理について良好な生活環境の保持と、安全かつ効率的な収集業務を行うため、適切にごみ集積施設（以下「集積施設等」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 一つの建物の中に、複数の住居がある形式の住宅をいい、マンションやアパートなどを指す。
- (2) 宅地開発地 新興住宅地や分譲住宅地など開発等により、一つの区画に戸建住宅が集合したものをいう。
- (3) 集積施設等 燃やせるごみ集積所及び資源物等集積所をいう。

(設置基準)

第3条 共同住宅等を建設する場合、次のいずれかに該当するときは専用の集積施設等を設けるものとし、ごみ集積施設事前協議書（第1号様式）を提出のうえ、久留米市環境部資源循環推進課と協議しなければならない。

- (1) 原則として10戸以上を有する共同住宅等は、燃やせるごみの集積施設を設置する。
- (2) 原則として30戸以上を有する共同住宅等は資源物等の排出に必要な面積を確保すること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 戸数が少なく専用の集積施設等を設置しないときは、当該地域の分別推進員を通して、資源物等集積所の代表者、燃やせるごみ集積所の責任者にごみの排出のため登録したい旨を申し出、この了承を得たのち、当該地域の集積施設等を利用できるものとする。

(設置場所)

第4条 集積施設等の設置者は、美観、臭気等で周辺住宅に十分配慮した場所に設置するよう努め、そのほかの事項については次のとおりとする。

- (1) 道路に面する場所に設置する場合
 - ア 原則として、道幅4m以上の道路に面してごみの取り出し口を設け、収集車両が横付けできること。
 - イ 他の車両や歩行者の通行の妨げにならずに、安全かつ効率よく収集ができること。
 - ウ 前進のままで進行できること。
- (2) 道路に面しない場所に設置する場合
 - ア 収集車両が前進のままで集積施設等へ進入できること。
 - イ 集車両が収集ののち通り抜けができる道路、又は転回路が確保されていること。
 - ウ 進入路・収集場所又は退出路には、収集作業に支障となるような駐車又は障害物の放置をしないこと。

(構造及び付帯設備)

第5条 集積施設等の構造及び付帯設備は、次のとおりとする。

- (1) 面積の基準は、別表「設置基準参考運用表」（以下「運用表」という。）による。
- (2) 燃やせるごみ集積所は、原則としてブロック等の造りとするが、少ない戸数のときはペイント等による区画線を設けることができる。
ブロック等で区画する場合は、三方を区画し取り出し口は区画しないこと。ただし、開

閉扉を設置するときは、外側に180度開く観音開き戸又は引戸等とし、取り出し口は高さ1.8m以上、間口1.5m以上確保するよう努め、ごみ収集作業に支障がないようにすること。

床面は、コンクリート等で舗装し汚れ等を除去するための清掃設備を設けること。

(3) 資源物等集積所は、「運用表」に定める面積を常に一定の場所に確保し、施設は設置しないこと。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(集積施設等の管理)

第6条 共同住宅等の所有者、管理者及び居住者は、集積施設等を常に良好な状態に管理しなければならない。

2 集積施設等の管理上特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 集積施設等及びその周辺を清潔に保つこと。

(2) 収集作業の支障となる場所に車両等、障害となるものを放置しないこと。

(3) 所有者又は管理者は、ごみの排出に関し居住者を指導し、協力を求めること。

3 市長は、集積施設等が労働安全衛生上又は維持管理上支障があると認められる場合は、当該集積施設等の所有者又は管理者に対して、当該集積施設等の改善について協力を求めることができる。

4 集積施設等の管理責任を怠る等、市の収集体制に適合しない場合は、当該集積施設等の収集をしない場合がある。

5 所有者、管理者及び居住者は、古紙類、布類、ペットボトル、空ビン、空カン、小金属・小型家電、容器包装プラスチック等について再資源化への協力を行うなどごみの減量に努めるものとする。

(その他)

第7条 共同住宅等の所有者、又は管理者は住民が入居する3週間前までに久留米市環境部資源循環推進課へ「ごみ集積所(新設・変更)届出書」を提出しなければならない。

2 引っ越し等に伴い多量に排出されるごみは、自己処理しなければならない。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)
(第5条関係)

設置基準参考運用表

集 積 所						
燃やせるごみ				資 源 物 等		
戸数	指定袋	間口×奥行	一世帯当り	戸数	指定容器	面積 (オープンスペース)
10	2.0 m ²	2.0m×1.0m	0.20 m ²	/	/	/
20	3.0 m ²	2.0m×1.5m	0.15 m ²	/	/	/
30	4.2 m ²	2.8m×1.5m	0.14 m ²	30～	6 個	2.8m×0.6m
40	5.4 m ²	3.6m×1.5m	0.14 m ²	40～	9 個	2.8m×1.2m
50	6.5 m ²	3.3m×2.0m	0.13 m ²	50～	12 個	2.8m×1.2m
60	7.8 m ²	3.2m×2.5m	0.13 m ²	60～	14 個	2.8m×1.8m
70	8.4 m ²	3.4m×2.5m	0.12 m ²	70～	16 個	2.8m×1.8m
80	9.6 m ²	3.8m×2.5m	0.12 m ²	80～	18 個	3.2m×1.8m
90	9.9 m ²	4.0m×2.5m	0.11 m ²	90～	20 個	3.4m×1.8m
100	11.0 m ²	4.4m×2.5m	0.11 m ²	100～	21 個	3.4m×1.8m

※高さはいずれも1mとする

(注) 燃やせるごみ…戸数に端数がある場合は、上記表の端数を除いた戸数に該当する面積に、その戸数の一世帯当りの面積に端数を乗じたものを足した面積が必要。
(例：55戸の場合、6.5 m²+0.13 m²×5=7.15 m²以上)

資 源 物 等…6種類のコンテナを収集日のみ設置する。